

令和4年9月定例県議会（本会議）における答弁要旨

（質問日：令和4年9月22日）

（代表）・一般

部（局・庁）・課（室）名 健康福祉部 児童家庭課

質問者 立憲民主・千葉民主の会 網中 肇 議員（入江担当項目）

質問要旨	答 弁 要 旨	答弁者
<p>8. 児童相談所一時保護所について</p> <p>(1) 第三者評価の結果や、現場職員の声などを踏まえ、児童の権利擁護や環境改善にどのように取り組んでいるのか。</p> <p>（要望）</p> <p>先日、政府は年内に児童虐待に省庁横断で対応をするため、新たに総合対策を策定し、人材確保やAI活用による職員負担軽減のシステム開発について、令和6年からの全国運用開始を目指しています。県においてはこのような動きを先取りして、来年度予算にはその先鞭をつけていただくよう要望いたします。</p>	<p>1 児童相談所が子どもに対し適切な支援を行うためには、一時保護所の環境改善や児童の権利擁護に対する取組はもちろんのこと、職員の働きやすい体制づくりも大変重要であると認識をしています。</p> <p>2 一時保護所の環境改善の取組については、定員超過解消に向けて一時保護所を増設するなどして、定員を56名増やすとともに、職員の増員を行ってきており、さらに職員の業務負担軽減のためのICT化も進めています。</p> <p>3 児童の権利擁護については、職員の資質向上が重要なため、これまでも職員の声を聞きながら研修を充実してきたところであり、昨年度からは第三者評価の指摘も踏まえ、一時保護所職員向けに、弁護士による「子どもの権利擁護」に関する研修を実施しています。</p>	<p>知事 熊谷俊人</p>

特にA I等の最新技術を導入しての業務効率化を早急に行うべきと考えます。

昨年、入江議員と江戸川児童相談所を視察し、先行して実施されているA Iによる相談事案のチーム体制による的確な対応、瞬時の記録作成、保管、共有等、大きな効果を実感したところであります。

こうした分野における積極的な対応を強く要望いたします。

また、一時保護所における子どもの権利擁護を担保するためには、第三者評価でも指摘されているとおり、それぞれの現場まかせではなく、統一的な考え方や対応をしっかりと示し、職員の意識改革を浸透させる必要があります。そのため、県におかれましては、一時保護マニュアルの統一化を図ることを要望いたします。

令和4年9月定例県議会（本会議）における答弁要旨

（質問日：令和4年9月22日）

（代表・一般）

部（局・庁）・課（室）名 健康福祉部 健康福祉政策課

質問者 立千民 網中 肇 議員

児童家庭課

質問要旨	答弁要旨	答弁者
<p>8. 児童相談所一時保護所について</p> <p>(2) 児童福祉司等の専門職の配置状況はどのようになっているのか。また、今後の人材確保や育成に向けて、どのように進めていくのか。</p> <p>(再質問)</p> <p>専門職の確保に向けて、他県の事例を参考に新たな方策を検討すべきと考えるがどうか。</p>	<p>1 令和4年4月1日時点で、県内児童相談所の児童福祉司は、292名であり、配置基準に対し、12名不足しております。一方、児童心理司は、141名であり、配置基準に対し、37名上回っています。また、一時保護課の専門職は、児童指導員64名、保育士71名の計135名であり、配置基準を上回る人員を配置しております。</p> <p>2 現在、県では、2つの児童相談所の新設などを進めており、更なる人材の確保・育成が必要となっております。</p> <p>3 このため、採用試験の実施回数を増やすほか、受験資格の年齢要件の引き上げや社会人経験者を対象とした試験の実施など、人材確保の取組を強化するとともに、職種や職員の特性に合わせた研修を実施するなど、職員の育成を進めてまいります。</p> <p>県では、児童相談所の職員の確保のため、採用試験の実施回数を増やすなど、採用の取組を強化しているところですが、今後は、他県の事例等も参考に、さらに職員確保に向けた取組の強化について、検討していきたいと考えております。</p>	<p>副知事 黒野 嘉之</p> <p>健康福祉部長 高梨 みちえ</p>

<p>(再質問)</p> <p>今後の専門職員の需要増を見据え、人材確保育成計画を策定し、戦略的に進めていく必要があると考えるが、どうか。</p> <p>(要望)</p> <p>人材の確保、育成をしっかりと実現する方針となるよう県の対応を要望いたします。</p>	<p>県では、今後、児童相談所専門職員の人材育成方針を策定することとしており、これを活用し、更なる人材確保と育成に努めてまいります。</p>	<p>健康福祉部長 高梨 みちえ</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------	--------------------------